

上野事務所ニュース

28年5月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

雇用促進税制の見直しについて

平成28年4月より「雇用機会が不足している地域において、増加人数1人当たり、40万円の税額控除」と改正されました。4月以降の計画について千葉、東京、埼玉、神奈川は対象外です。3月までに届け出ている計画は有効ですので達成している場合は該当します。

項目	改正前	改正後
対象事業所 (風俗営業等を除く)	全事業所	有効求人倍率が低い雇用開発促進地域
税額控除額	1人 40万円	1人(無期・フルタイムに限る) 40万円

◆所得拡大促進税制は今後も引き続きます。

子ども・子育て拠出金率改定について

平成28年4月分(平成28年5月31日納期限)から、子ども・子育て拠出金率が改定されます。この拠出金は、厚生年金保険被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、子ども・子育て拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

【平成28年4月分から変更】

1. 5/1000 ⇒ 2. 0/1000

年齢や出生順に応じて受けられる児童手当の金額が異なります。0歳~3歳未満は15,000円(一律)、3歳~小学校修了前は10,000円(第1子・第2

子)、15,000円(第3子以降)、中学生は10,000円(一律)です。

雇用保険就業促進定着手当について

「就業促進定着手当」は、再就職後の賃金が離職前の賃金より低い場合に受けることができます。再就職からおおむね5か月後にハローワークから支給申請書が本人宛に郵送されます。

具体的には、再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6ヶ月以上雇用され、再就職先での6ヶ月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6ヶ月分を支給するものです。申請期間は、再就職した日から6ヶ月経過した日の翌日から2カ月間です。

【支給対象者】

平成26年4月1日以降の再就職で、次の要件をすべて満たしている方

- 1.再就職手当の支給を受けていること
- 2.再就職の日から、同じ事業主に6ヶ月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること(起業により再就職手当を受給した場合は不該当です)

3.再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回ること

【支給額は以下の計算式で算出されます】

離職前の賃金日額…①

再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額…②

(①-②) ×再就職後6ヶ月間の賃金の支払基礎となった日数

◆上限額＝基本手当額×支給残日数×40%

住民税の特別徴収通知について

住民税の特別徴収を行う事業所宛てに今年度の徴収税額通知が送付されます。

6月は、年額を12

等分した額と過不足を調整して納付するため7月以降とは金額が異なります。給与計算の際はお気をつけください。

Q&Aなぜなにどうして？

Q:外国人の社員が入社しました。扶養になる妻も外国人です。社会保険や雇用保険の手続で必要な書類や確認が必要なことは何でしょうか？

A:今回は被保険者、被扶養者とともに外国人です。加入手続時に資格取得届、扶養異動届の他に次の書類の提出と確認が必要です。

【社会保険】

- ・厚生年金被保険者ローマ字氏名届
- ・国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届

【雇用保険】

資格取得届に国籍、在留資格、在留期間（満了日）、アルファベットでの記載が必要です。

【ご用意いただくもの】

①被保険者の在留カードのコピー（会社で原本を預かってコピーをしてください）
⇒氏名の表記、国籍、在留資格、在留期間（満了日）を確認します。

②住民票（被保険者が世帯主になっているもの）の原本
⇒夫婦別姓の場合に続柄の確認が必要です。

③個人番号（マイナンバー）
⇒外国人も登録されるので、個人番号を確認してください。

④その他

電子申請で手続をする場合は、「扶養の届の委任状」をご用意ください。

氏名は、在留カードでご確認ください。在留カードに記載のある氏名の並び順で届け出します。社会保険は半角で25文字、雇用保険は半角で20文字まで登録できます。名前が長い場合は本人に確認をし、ミドルネームを省略するなどして記載します。

フリガナは市区町村で届け出をしているフリガナを記載します。届け出たフリガナを本人が覚えていない場合は、住民票でご確認ください（千葉市は住民票にフリガナが表記されません）。住民票で確認ができない場合、手続時に届け出をしたフリガナは控えが出ない為、本人が直接市区町村の窓口で確認をしてください（電話では教えてもらえない）。

また、手続時に「ローマ字氏名届」を添付します。ローマ字氏名記入欄には、在留カードの表記通りの氏名を記載します。

健康保険証を通称名で発行する場合は、資格取得届、扶養異動届それぞれに通称名を記載し、備考欄に本名を記載します。

【在留カードの氏名について】

外国人の氏名は、住民票に記載されている氏名を用います。住民票は在留カードの氏名がそのまま使われますので、在留カードで氏名を確認します。

◆在留カードの氏名は、入国時にパスポートの記載通りに表記され発行されますので、国によって名が先で姓が後に記載されている場合があります。

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。

天候によっては5月から行います。宜しくお願い致します。